様式第9号(第8条関係)（平27選管告示114・一部改正）

年　　月　　日

少額領収書等の写しに係る開示の実施方法等申出書

　福井県選挙管理委員会委員長　様

氏名または名称：(法人その他の団体にあってはその名称および代表者の氏名)

住所または居所：(法人その他の団体にあっては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡先の住所、氏名、電話番号)

　政治資金規正法施行令(昭和50年政令第277号)第11条第1項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1　少額領収書等の写しに係る開示決定通知書の番号等

　　　日付：　　年　　月　　日

　　　文書番号：福選管第　　号

2　開示請求者が求める開示の実施の方法

　　下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に○印を付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 国会議員関係政治団体の名称 | 種類・量 |
| 　 | 判文書　　枚　　 |
| 実施の方法 |
| 1　閲覧 | 1　全部2　一部(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 2　複写機により白黒で複写したものの交付 | 1　全部2　一部(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |

3　写しの交付手数料

　　写しの交付に当たっては、福井県手数料徴収条例(平成12年福井県条例第2号)で定める額の手数料を納める必要があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 実施の方法 | 算定基準(福井県手数料徴収条例) | 左の実施方法で開示を希望する文書量 | 写しの交付手数料 |
| 1　閲覧 | ― | 枚 | ― |
| 2　複写機により白黒で複写したものの交付 | 用紙1枚につき10円 | 枚 | 円 |

4　開示の実施を希望する日（少額領収書等の写しの送付を求める場合を除く。）

　　　　　　年　　月　　日(　)

5　少額領収書等の写しの送付希望の有無

　　　□　有　　□　無

　　※　「写しの送付」を希望する場合には、写しの交付手数料のほか、送付に要する費用(郵便切手)が必要となります。